

Ⅲ 西日本部会・統一論題報告

証券市場における IFRS 適用とローカリゼーション —ドイツ型会計に属する諸国における会計基準選択—

潮 崎 智 美
九州大学

要 旨

本稿の目的は、証券市場において広がりを見せる IFRS 適用という現象のなかで、ドイツ型諸国において進行しているローカリゼーションの実態を明らかにするとともに、その原因を追究することである。IFRS の適用は、大陸型（フランス・ジャーマン型）会計制度にとっては英米型（アングロ・アメリカン型）という異なる類型に属する「外生的会計基準」の導入を意味する。それゆえ、大陸型会計に属する国々の方が英米型に属する国々よりも IFRS の適用が困難であると予測される。このような前提のもとに、同じ類型に属する会計制度においては IFRS の導入に際しても同じ変化の方向性が見られるのではないか。変化の方向性が違うのであれば、その違いはなぜ生じるのか。これらの問いに対する示唆を得ることも本稿の目的である。また、本稿は、大陸型のなかでもとりわけドイツ型会計に位置づけられるドイツおよびスイスの規制機関および企業の IFRS 適用を分析対象として取り扱う事例研究である。1960 年代以降国際会計研究において展開されてきた会計の類型化論は、IFRS が任意適用される市場セグメントを残しているという共通点を持つドイツとスイスにおいては今なお有効である。しかしながら、スイスにおいて IFRS が強制適用される市場セグメントがなくなったというドイツとの相違点については、2 国間で変化の方向性が異なる要因をさらに分析する必要がある。その要因には例えば、EU 加盟の有無、証券市場・製造業企業・中小企業の重要性における相違などが考えられる。

I はじめに

証券市場のグローバリゼーションを背景とした2005年欧州連合（European Union: EU）規制市場上場会社の連結財務諸表に対する国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS）強制適用を経て、財務報告領域におけるグローバル・スタンダードであるIFRSが世界的に普及している。しかしながら、先行研究によれば、IFRSが「制度」的に強制適用されてもなお、「実務」には各国間に相違が残されていることが明らかにされている（例えば、Nobes [2008] [2011] [2013] など）。また、「IFRS適用に伴う影響」を国際比較した先行研究では、分析対象とした各国・地域の制度的要因が異なるため、その影響にも各国間で相違があることが明らかになっている（例えば、Christensen *et al.* [2013] など）。ここにおいて、IFRSの適用は、大陸型（フランコ・ジャーマン型）会計制度にとっては英米型（アングロ・アメリカン型）という異なる類型に属する「外生的会計基準」（徳賀 [2000]）の導入を意味する。それゆえに、大陸型諸国の方が英米型諸国よりも外生的会計基準であるIFRSの適用が困難であると予測される。

本稿の目的は、証券市場において広がりを見せるIFRS適用という現象のなかで、ドイツ型諸国において進行している会計基準のローカリゼーションの実態を明らかにするとともに、その原因を追究することである。本稿において、会計基準のローカリゼーションとは、証券市場におけるグローバル・スタンダードとして一般に認められているIFRSを各国の環境に適合させて導入することをいうが、一概に会計基準のローカリゼーションとは言っても、様々なレベルでのローカリゼーションが考えられる。それゆえ、本稿では会計基準選択におけるロー

カリゼーションに焦点を絞り、会計基準のローカリゼーションを、規制機関によっていったんIFRSが強制適用されたものの何らかの理由によって後にlocal GAAPへの任意適用へと回帰すること、あるいは企業がいったんIFRSを適用したものの何らかの理由によって後にlocal GAAP適用へと回帰することに限定して議論を進める。この議論のなかで、同じ類型に属する会計制度においてはIFRSの導入に際しても同じ変化の方向性が見られるのではないか。変化の方向性が違うのであれば、その違いはなぜ生じるのか。これらの問いに対する示唆を得ることも本稿の目的である。

また本稿は、大陸型のなかでもとりわけドイツ型会計に位置づけられるドイツおよびスイスの規制機関および企業のIFRS適用を分析対象として取り扱う事例研究（ケース・スタディ）である。会計制度におけるIFRS導入を分析するにあたって、ドイツ型を事例として取り上げるのには、以下のような理由がある。1つめは、ドイツ型のもつ制度的・実務的経験である。ドイツ企業もスイス企業も1990年前後から自主適用を開始し、他国に比して早い段階でIFRS任意適用が開始されてIFRSが制度化され、実務に普及した。そうしたことから、ドイツ型の制度および企業の事例は、IFRS導入の先端事例として、検討するに値するものと考えられる。2つめは、ドイツ型諸国を対象としたIFRS適用の影響に関する豊富な研究蓄積である。他国よりも豊富なIFRS導入に関する制度的・実務的経験を有しているために、特にドイツの事例は国際的にも注目され、先行研究において最も頻繁に分析対象国として取り上げられてきた。

それにもかかわらず、IFRS強制適用から10年以上を経て、大陸型企业に見られる企業のIFRS非適用、つまりlocal GAAP適用への回

帰傾向が観察される。さらに、とりわけスイスの事例において注目すべきは、後述するように、2005年にMain Standard市場においてIFRS強制適用を開始したのにも関わらず、2015年以降市場再編してIFRS任意適用へと回帰した点である。このような制度変化は他国に例を見ず、逸脱事例として取り上げる価値が大いにある。

ドイツ型企業に限らずIFRS適用が及ぼす経済的影響に関する先行研究は数多いが、IFRS非適用、つまりIFRS適用の回避という規制機関や企業の行動を取り上げた先行研究は少ない。また、ドイツ型の証券市場の規模は英米型会計をもつ先進国に比して非常に小さい一方で、経済における非上場中小企業の重要性の割合が高いために、上場企業のみを分析対象とした実証研究ではIFRS適用というグローバルな現象をローカルな文脈で的確に分析することはできない。そのような点においても、本稿は先行研究に追加的な発見をもたらすことができると期待される。

以上のような問題意識から、本稿では、伝統的に大陸型に位置付けられてきた国々の中でもとりわけドイツ型（ゲルマン型）に属するドイツおよびスイスを分析対象として、それぞれの国における2005年以降の証券市場のための会計制度・会計実務における会計基準選択を分析する。そのために、IIではドイツおよびスイスにおけるIFRS導入の制度的背景を検討したうえで、IIIではドイツおよびスイス企業のIFRS非適用のインセンティブを明らかにし、IVにおいて結論と今後の課題を示す。

II IFRS 導入の制度的背景

本節では、ドイツおよびスイスにおけるIFRS導入の制度的背景を検討し、両国の制度

的対応の共通点と相違点を明らかにする。

1. 制度的背景：ドイツ

ドイツ会計制度へのIFRS導入は、その法的強制力という点から（1）自主適用期（～1997年）、（2）任意適用期（1998年～2004年）、（3）強制適用期（2005年～）という3つの時期に大別することができる。

1980年代後半以降、証券市場・企業活動（とりわけ資金調達活動）のグローバル化やEU統合の進展などの外的刺激だけでなく、EU域内におけるドイツ証券市場の地位向上やドイツ企業の国際的競争力の向上といった内的認識が変化を促し、ドイツの会計制度や企業に変化を迫った。第1期は、1993年Daimler-Benzのニューヨーク証券取引所（New York Stock Exchange: NYSE）上場を嚆矢として、ドイツ大企業が米国において一般に認められた会計原則（US Generally Accepted Accounting Principles: US GAAP）や国際会計基準（International Accounting Standards: IAS）を自発的に適用し始めた自主適用期である。この時期、ドイツ大企業がNYSEやロンドン証券取引所（London Stock Exchange: LSE）をはじめとする国際資本市場での資金調達の円滑化⁽¹⁾を目的として、US GAAPやIASを矢継ぎ早に自主的に適用した。1997年には、フランクフルト証券取引所にベンチャー向け市場であるNeuer Marktが開設され⁽²⁾、そこでUS GAAPまたはIAS準拠が当該市場への上場基準として要求されたことから、Neuer Marktの拡大に伴ってIAS/US GAAP採用企業数が増加した。

このようなドイツ大企業やNeuer Markt上場企業におけるIAS/US GAAP採用拡大の動きへの対応のため、ドイツ政府は、他のEU加盟国に比してかなり早い段階でIFRS導入に対

する制度的対応を開始した。1998年「資本調達容易化法（Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz: KapAEG）」の施行により、一定のドイツ企業に対するIAS/US GAAPへの準拠が法的に認められたのである。第2期は、この任意適用期である。さらに、任意適用期は、IFRS強制適用を定めたIAS適用規則（1606/2002）が公表された2002年を境として、任意適用前期と任意適用後期に区分できよう。それは、企業の会計基準選択行動はこのEUの決定に大きく依存すると考えられるためである。IFRS任意適用企業は、会計制度改革が進行するにつれて、次第に拡大してきた。

第3期は、EUのIAS適用規則（1606/2002）が適用された2005年に始まる強制適用期である。当該規則を受けてドイツ国内では、2005年以降規制市場上場会社および上場申請会社（以下、資本市場指向企業という）に対して連結財務諸表へのIFRS適用が義務化された。2005年には例外措置とされた社債発行会社およびUS GAAP採用会社についても2007年以降IFRSが義務付けられた（以上、ドイツの制度的背景について詳しくは潮崎[2009][2016]などを参照）。

2. 制度的背景：スイス

スイス会計制度へのIFRS導入はその法的強制力という点から(1)自主適用期（～1995年）、(2)任意適用期（1996年～2004年）、(3)強制適用期（2005年～2015年）、(4)任意適用期（2015年～）という4つの時期に大別することができる。

政府の自由主義的な規制と極めて原則主義的な会計基準設定^③のために、会計規制においても、スイスにおいては1980年代以降パブリック・セクターによる法規制よりもプライベート・セクターの専門家による規制が指向されて

きた（Achleicher, 1995b：訳書338頁）^④。さらに、証券取引規制においても、自己規制の考えに基づいて、財務報告規制はスイスの各証券取引所に委ねられている。このように、詳細な法規制が存在しない自主規制期においてさえIFRSが広範にスイス企業によって自主適用されたのは、国際的に認められる会計基準の必要性が存在したためである。1989年にはすでにNestléやRocheといったスイスの国際的大企業がIASに準拠した財務諸表を作成していたが、1992年にスイスが国民投票によりEUおよび欧州経済領域（European Economic Area: EEA）への不参加を決定して以来、多くの上場会社がEU指令ではなくUS GAAPやIASといった国際基準を指向するようになった（Bertschinger [2001] pp. 2523-2525：訳書242-245頁）^⑤。スイスは、会計の国際的影響をより大きく受けたため、ドイツよりも早い時点で国際的な会計基準への適応に成功したのである（Achleicher, 1995b：訳書338頁）。

1996年のスイス証券取引所（SWX）の開設以降、Main Marketの上場企業に対しては国際基準（IAS/IFRSまたはUS GAAP）あるいはスイス基準から選択適用が認められ、IFRSは制度的に任意適用とされてきた^⑥。スイスにおいてIFRSの強制適用が開始される2005年1月1日までの第2期が、この任意適用期にあたる。ドイツと同様スイスの場合も、任意適用期はEUにおいてIFRS強制適用が決定された2002年^⑦を境として、前期と後期に区分できる。具体的には、2002年11月11日のSWXの上場審査会の会合で、Main Marketに上場している企業については国際基準（IFRSまたはUS GAAP）しか認められないという決定が下されたのである（中嶋[2005]、32頁）。この時期、SWXは、Main Market、SWX local Caps、不動産会社、投資会社に区分されていた。

2005 年、SWX は、市場セグメントを Main Standard, Domestic Standard, 不動産会社, 投資会社の 4 つに再編し、Main Standard 市場への上場企業に対して国際基準 (IFRS または US GAAP) を強制適用した一方で、Domestic Standard 市場への上場企業に対しては国際基準とスイス基準からの任意適用とした。第 3 期は、スイスが EU 規制市場での IFRS 強制適用と歩調を合わせて Main Standard 市場での IFRS の強制適用を開始する 2005 年からの 10 年間⁶⁾である。しかしながら、世界金融危機を経て、2008 年以降、Main Standard 市場から Domestic Standard 市場に市場セグメントを変更してスイス基準に準拠する企業数が増加してきた。2012 年には企業が適用基準を自国基準に戻す第 2 の波が到来し、さらに Siegfried Holding, Mobilzone Holding, PubliGroup などの企業が IFRS からスイス基準へと会計基準を変更した。これらの変更企業は主に中小企業であったが、2012 年 10 月 3 日にスイス株価指数 (Swiss Market Index: SMI) を構成するほどの大企業である Swatch Group が自国基準への変更をアナウンスしたことは市場に大きな衝撃を与えた (以上、詳しくは Deloitte [2013], 中嶋 [2013] [2015], Glanz [2016], Fiechter *et al.* [2017] などを参照せよ)。この Swatch Group の IFRS からスイス基準への変更は、スイス証券取引所 (SIX) の上場規定を変更させるほどの影響力を持ち、2015 年 9 月末に再度市場が再編され、Main Standard 市場では国際基準 (IFRS または US GAAP) またはスイス基準からの選択適用となり、任意適用へと回帰することとなり、第 4 期に入るのである。

以上のように、ドイツとスイスとでは IFRS 導入に関して自主適用→任意適用→強制適用という経緯を辿ったという共通点が見出されるものの、現在ではスイスが任意適用に回帰し

た点に相違がある。

Ⅲ ドイツ型企業による IFRS 非適用の実態とそのインセンティブ

それでは、前節で検討したようなドイツ型制度のもとで、どの程度の企業が local GAAP を採用したり、なぜ local GAAP に回帰したりしているのだろうか。

1. ドイツ型企業の会計基準選択

以下では、ドイツ型企業の IFRS 適用状況を分析するために、Bureau van Dijk 社のデータベース Osiris から、ドイツおよびスイスを本拠地とする上場企業 (サンプル数はそれぞれ 765 社、258 社) を抽出して両者の傾向を分析する。サンプル企業が上場している主要な証券取引所は、表 1 に示されている。多くの企業が自国の証券取引所を主要取引所と位置付けているが、地理的・経済的理由から国内の市場を主要な取引所としていない企業も存在する。具体的には、外国の証券取引所を主要な取引所としている企業が、ドイツ企業が 15 社、スイス企業に至っては 31 社存在しているのである。このように、外国の証券取引所を主要な取引所とするスイス企業が一定数存在することから、スイス国内に IFRS を強制適用する市場セグメントをもつ必要性が存在しなくなった可能性がある。その外国の証券取引所のなかでもとりわけドイツ語圏の証券市場を選択して資金調達を行っているスイス企業の割合が高いことが注目される。

次に、両国の証券市場の状況について確認しておきたい。ドイツには、証券取引所が国内に 10 ヶ所存在する。そのうち、先物やエネルギーの取引所を除いた株式市場は、フランクフルト、ベルリン、デュッセルドルフ、ハンブルグ、

表1 サンプル企業の主な上場取引所

ドイツ企業		スイス企業	
Börse Frankfurt	524	Swiss Exchange (SWX)	213
Börse Berlin	67	Bern Stock Exchange	14
Börse München	50	Börse Frankfurt	6
Börse Hamburg	47	Euronext Paris	5
Börse Düsseldorf	42	NASDAQ National Market	5
Börse Stuttgart	20	Nasdaq OMX - Stockholm	4
Wiener Börse	4	New York Stock Exchange (NYSE)	3
XETRA Stock Exchange	3	Wiener Börse	2
上場廃止	2	Athens Stock Exchange	1
Euronext Paris	2	Börse Berlin	1
Australian Securities Exchange	1	Börse Hamburg	1
Euronext Amsterdam	1	Börse Stuttgart	1
New York Stock Exchange (NYSE)	1	Borsa Italiana - MTA (Mercato Telematico Azionario)	1
OTC Bulletin Board	1	Warsaw Stock Exchange	1
合計	765	合計	258

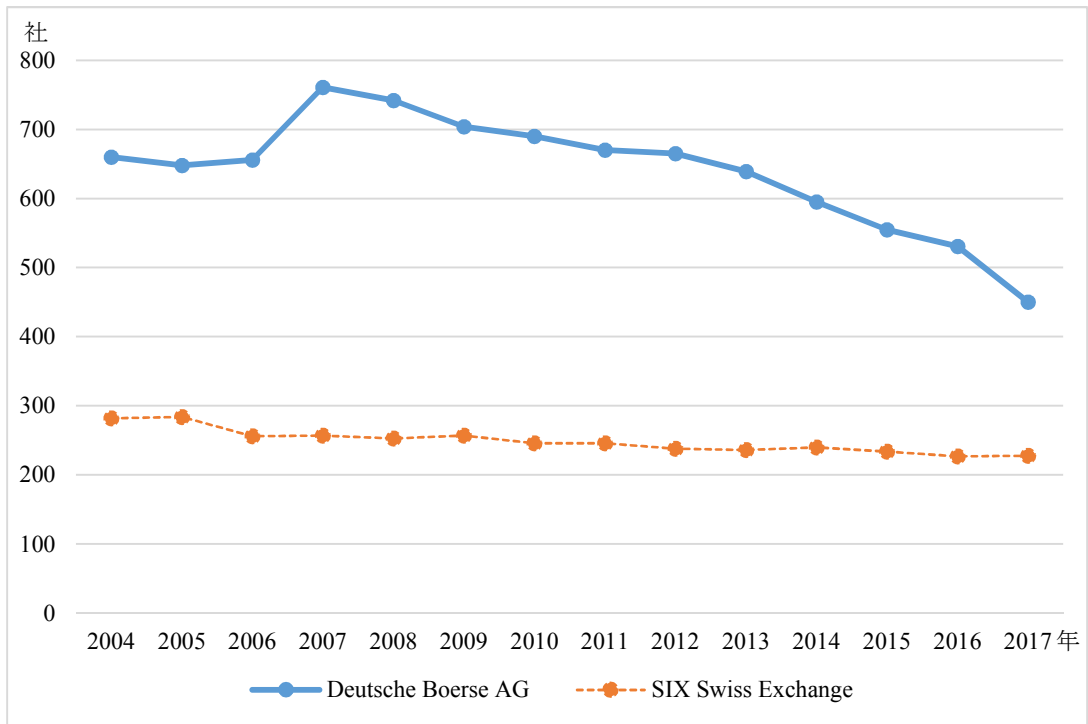
注：網掛けは国内の取引所。

ミュンヘン、シュツットガルトの6ヶ所にある（潮崎 [2016], 74 頁）。一方、スイス国内には、スイス証券取引所（チューリッヒ）およびベルン証券取引所の2ヶ所がある。

表2には各国最大の証券取引所であるフランクフルト証券取引所およびスイス証券取引所の上場企業数の推移、表3は両市場の株式時価総額の推移を示している。スイス証券取引所の上場企業数がほぼ横ばいである一方で、フランクフルト証券取引所のドイツ上場企業数は、2013年から2017年にかけて、520社から410社へと減少した。このような上場企業数の減少は、規制市場におけるIFRS強制適用、コーポレート・ガバナンス・コード、その他の様々な報告開示義務が特に小企業にとってコストがかかるために一定の企業が上場廃止をしたためであると考えられているが、その他の主要な要

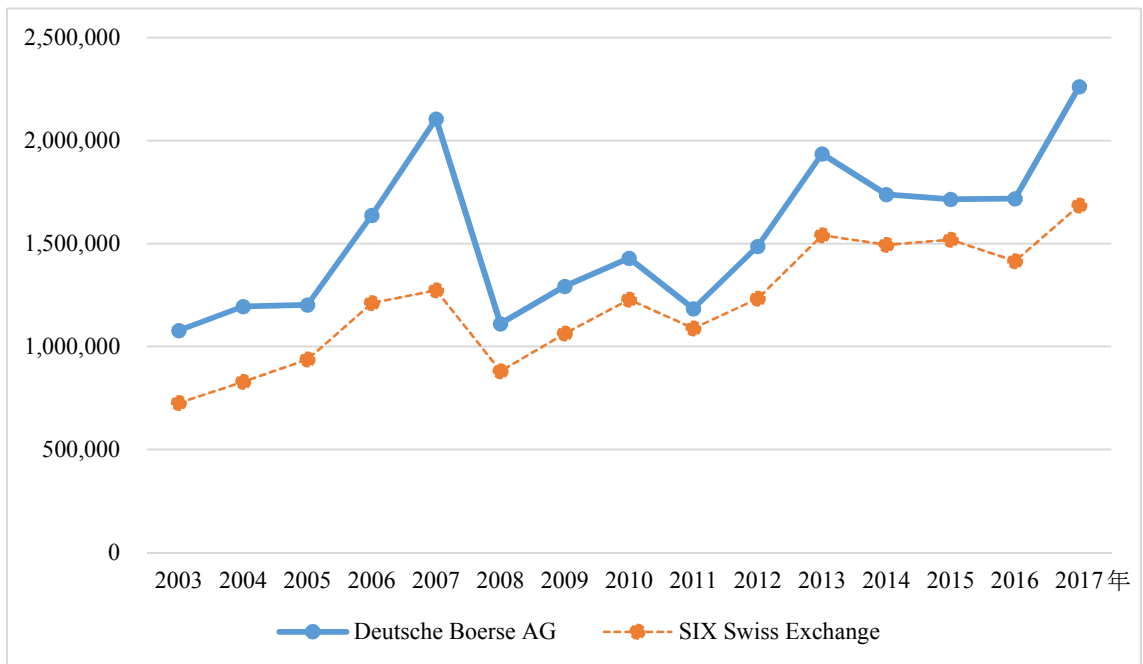
因としてScale市場への市場再編に伴う上場企業数の減少がある（ARD [2017]）⁹⁾。フランクフルト証券取引所は、従前、IFRSが強制適用されるPrime Standard市場およびGeneral Standard市場と、IFRSが任意適用であるEntry Standard市場という3つの市場セグメントに区分されていたが¹⁰⁾、2017年3月にEntry Standard市場が中小企業の資金調達のためのScale市場として再編された。会計不祥事の防止および市場への信頼性向上のために、Scale市場では企業により厳しい発行・流通要件が課せられるようになり、当該市場への上場企業は大幅に減少した。具体的には、Entry Standard市場に上場していた企業143社のうち38社しかScale市場への上場が認められず、その他の企業はQuotation Boardに組み込まれたのである（ARD [2017]）。

表2 フランクフルト証券取引所およびスイス取引所の上場企業数



出所：WFE [2018] より筆者作成。

表3 株式時価総額 (USD millions)



出所：WFE (2018) より筆者作成。

表 4 市場セグメント別サンプル企業数 (社)

フランクフルト証券取引所		スイス証券取引所	
Prime Standard	269	Main Standard (IFRS)	129
General Standard	127	Main Standard (US GAAP)	5
Scale	46	Main Standard (Swiss GAAP)	116
市場不明	82	市場不明	8
合計	524	合計	258

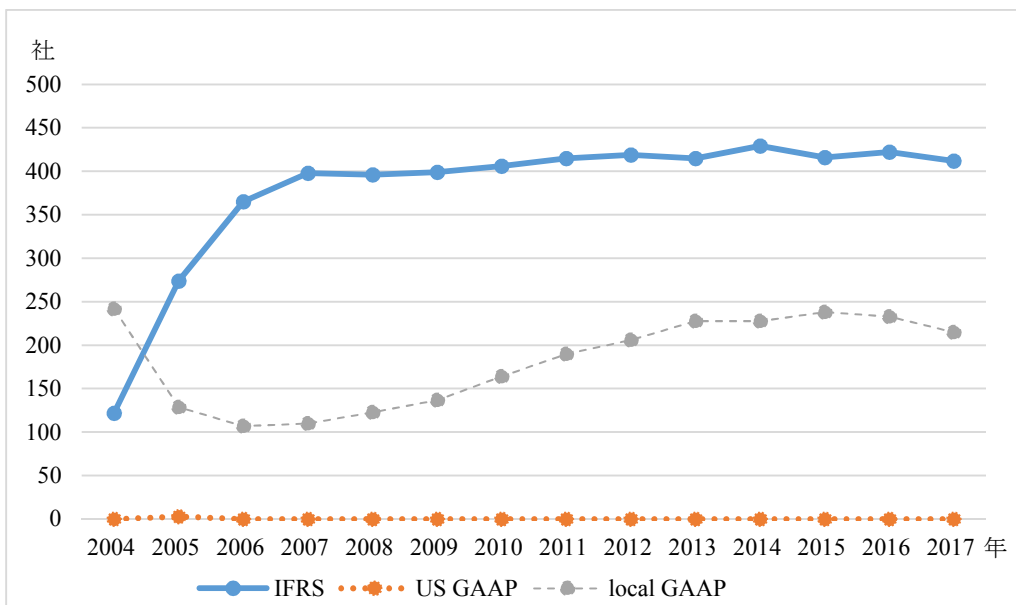
表 4 は、ドイツ市場のうち最大規模のフランクフルト証券取引所に上場するサンプル企業 524 社を市場セグメント別に分類したものである⁽¹¹⁾。表 4 に示されている市場不明企業 82 社のうち約半数は、現在 **Quotation Board** で取引されている。

同じく表 4 には、スイス市場のうち最大規模のスイス証券取引所に上場する企業 258 社を市場セグメント別に分類したものを示している⁽¹²⁾。前述の通り、スイス証券取引所は 2015 年以降市場セグメントが基準別に区分されることとなった。

適用基準ごとに区別されているスイス証券取引所とは異なり、フランクフルト証券取引所への 3 つの市場セグメントに上場する企業には IFRS 適用企業と自国基準適用企業とが混在している。そのため、適用基準別上場企業数を見る必要がある。

表 5 には IFRS 強制適用前年度の 2004 年度から 2017 年度までのドイツ企業の会計基準選択を示している。任意適用期から強制適用期にかけて、IFRS 適用企業が増加する一方で、2006 年を底として local GAAP 適用企業が増加していることがわかる。

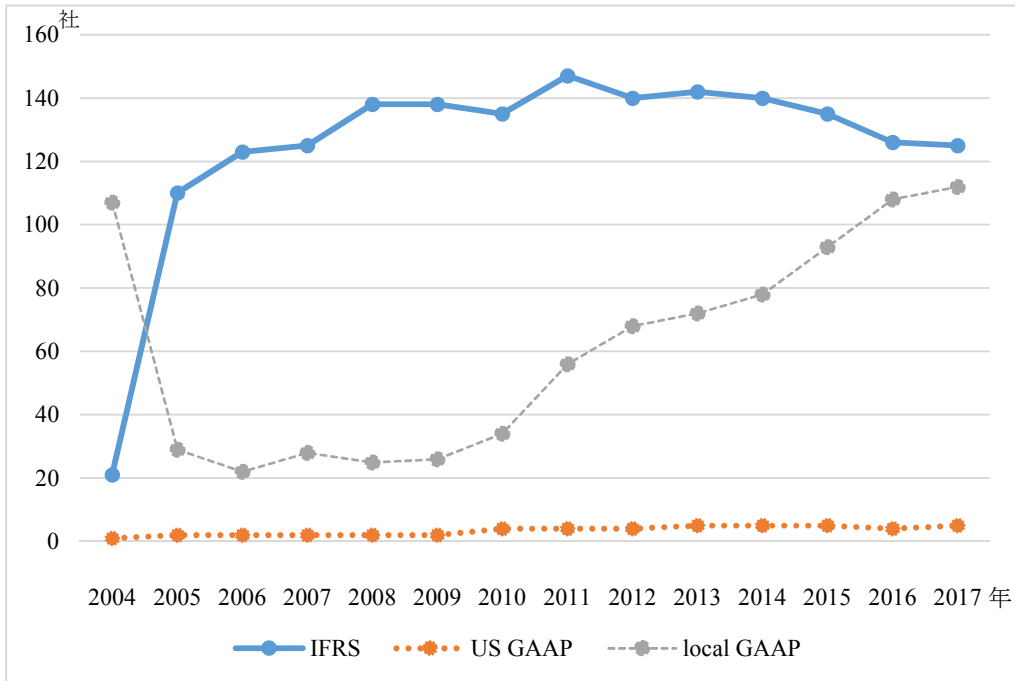
表 5 ドイツ企業の会計基準選択



さらに、表 6 には IFRS 強制適用前年度の 2004 年度から 2017 年度までのスイス企業の会計基準選択を示している。ドイツの事例と同様、任意適用期から強制適用期にかけて、IFRS

適用企業が増加する一方で、2006 年を底として local GAAP 適用企業が増加していることがわかる。

表 6 スイス企業の会計基準選択



2. ドイツ型企業における IFRS 非適用のインセンティブ

それでは、一定数のドイツ型企業はなぜ local GAAP を適用（つまり IFRS を非適用）しているのでしょうか。さらに、これらの企業が増加している理由は何であろうか。

証券市場におけるドイツ企業の local GAAP 適用（IFRS 非適用）に関する先行研究においては、強制適用下においても例外要件が存在するため local GAAP を採用する企業が一定数存在すること、ドイツおよびフランスを例として、証券取引所が自国企業の要請を受けて local GAAP が適用可能な市場を設置した結果、IFRS が任意適用となっているケースが存在するこ

と、IFRS が任意適用となっている市場で IFRS から local GAAP へと基準を変更したり上場市場セグメントの変更や上場廃止によって local GAAP へと回帰したりする企業が存在することが明らかになっている（詳しくは、潮崎 [2016] を参照）。しかしながら、その適用根拠や適用企業の属性については先行研究がほとんどなく、十分に明らかになっていない。

一方、スイスの local GAAP 適用企業の適用根拠や適用企業の属性についてはわずかながら先行研究が存在する。スイス中小上場企業の local GAAP 適用理由を探った Pfaff und Hermann [2012] は、2008 年から 2011 年の間に IFRS からスイス基準へと適用会計基準を

変更したスイス企業 16 社を対象として、その変更理由がどのようなものか、変更が企業の財務報告にどのような影響を及ぼしたかを分析した。それらの分析を通じて、基準選択に関わる重要な特徴として、(1) 主要株主、(2) 取締役会とグループ経営者の国籍、(3) 国際化の程度といった 3 つの特徴を明らかにし、次のような点を指摘した。

- (1) 主要株主がスイス在住であり、議決権株式によって経営を支配しており、彼らの代理人とともに取締役会に影響を及ぼすことができるため、自国基準に基準変更をしても、主要株主への情報提供に対して全く影響を及ぼさない。
- (2) スイス基準に変更したすべての対象企業は、取締役会がスイス人に支配されている。経営陣、例えばすべての CFO の国籍はスイスであり、スイスで高等教育を受け、長い間スイス会計実務を行った経験を有する。
- (3) 分析対象企業は国際業務を行う企業であるとはいえ、スイス本国に強力な本社がある企業である。さらに、1 社を除き、主要マーケットがスイスまたはその周辺の欧州諸国であった。そのため、このような状況では、グループ内部において外国事業体の独自性や影響を会計に及ぼすことはほとんどできない。

また、Fiechter *et al.* [2017] は、2008 年から 2013 年までに IFRS からスイス基準に基準を変更し、IFRS 適用を回避したスイス上場企業 34 社の基準変更の理由を明らかにした (表 7)。それによれば、主な理由は、①IFRS の複雑性が高いまたは多い、②IFRS のもとでの報

告に係る管理費用が高いまたは増加する、③スイス基準は「真実かつ公正な概観」に基づいている、④IFRS のもとでの報告における透明性または開示の質はスイス基準のもとでの報告と比較可能であるといったものであった (Fiechter *et al.* [2017], p.16)。さらに、Fiechter *et al.* [2017] は、中小企業は IFRS 適用のネット・ベネフィットを受けにくいことを指摘したうえで、インサイダー所有が高く、外国人投資家が少ない小規模な企業が、IFRS からスイス基準に変更する傾向があることを明らかにした。

スイス大企業による local GAAP 適用の根拠の具体的事例として、スイス制度の local GAAP 回帰の転換点となった Swatch Group の IFRS からスイス基準への会計基準変更について見てみよう。Swatch Group は、2012 年 10 月 3 日に公表されたプレス・リリースでは次のような理由を述べている (Swatch Group [2012])。

Swatch Group の取締役会は、本日の取締役会会議で当グループの会計実務を IFRS からスイス基準へと変更することを決定いたしました。本変更は、2013 年 1 月 1 日に履行されます。スイス基準は、スイス企業としての Swatch に対して、Swatch Group のような製造業企業にとって理想的である認められた会計実務の採用を認めています。コスト・ベネフィット比率が妥当であり、スイスの製造業企業の特別なニーズが配慮されています。本基準変更を行うことにより、Swatch Group は、IFRS の場合よりも、より実務的でより理論を抑えた会計実務へと回帰いたします。

ここにおいて、local GAAP 適用の根拠として、製造業のための会計であることおよびコスト・ベネフィットが挙げられている点が注目さ

表 7 プレス・リリースに述べられた理由

プレス・リリースに述べられた理由	数	%
主な理由		
IFRS の複雑性が高いまたは多い	22	81%
IFRS のもとでの報告に係る管理費用が高いまたは増加する	18	67%
Swiss GAAP は「真実かつ公正な概観」に基づいている	16	56%
IFRS のもとでの報告における透明性または開示の質は Swiss GAAP のもとでの報告と比較可能である	13	48%
その他の理由		
Swiss GAAP は堅実で、信用できる会計基準である	8	30%
認められる場合には、IFRS のもとで用いられるのと同じの方法が Swiss GAAP のもとでも用いられる	7	26%
米国企業に対して IFRS が認められているので、より複雑で、予想されるコストが高い	6	22%
Swiss GAAP のルールは、企業の事業の複雑性を補足するのに十分であり、より適している	4	15%
IFRS には多くの開示要件がある	4	15%
Swiss GAAP は基本に焦点を当てている	3	11%
IFRS は近年過度に US GAAP とコンバージェンスしてきた	2	7%
IFRS の詳細な開示要件は企業秘密に関する開示につながる	2	7%
Swiss GAAP の報告コストは中小企業にとって受け入れられるものである	2	7%
IFRS から Swiss GAAP への変更による会計上の変更はわずかである	2	7%
Swiss GAAP は包括的な会計ルールの集合体である。	1	4%
IFRS から Swiss GAAP への変更は、企業の資本調達力に悪影響を及ぼさない	1	4%
IFRS と Swiss GAAP の概念フレームワークは類似している	1	4%
Swiss GAAP は国際的なスイス企業に適している	1	4%
IFRS の適用はバイアスのある財務報告につながる	1	4%
Swiss GAAP のもとではコスト・ベネフィット比率が適度である	1	4%

出所：Fiechter *et al.* [2017], p.16.

れる。

最後に、スイス規制機関による local GAAP 適用根拠を検討するために、スイス会計基準設定主体である FER の主張を見てみると、次の点が挙げられている (FER [2018])。

- (1) 我々の 2020 年までのビジョン：利用者の活発なコミュニティの中での高品質

な会計基準

- (2) スイス基準はスイスにおける産業特殊的な性格と条件を考慮している。
- (3) スイス基準は比較的変更がすくない安定的な一組のルールである。
- (4) スイス基準は実務上の問題に焦点を当てている。
- (5) スイス基準のモジュラー・デザインは、

特に小企業に特に興味を持たせるものである。

(6) スイス基準に準拠して行われた会計および報告は、透明性を向上させ、コミュニケーションを改善し、信用と信頼を増す。

(7) スイス基準の改訂ウェブサイトについてもっと学ぼう。

ここにおいて、スイス基準の品質やスイス企業への適合性といった根拠によって local GAAP 適用を正統化している点が注目される。

以上で取り上げたようなスイスに関する先行研究の成果や企業・規制機関の主張を総合すれば、IFRS 非適用のインセンティブは、企業（ミクロ）レベルとしては、株主、取締役会、マーケットの国際性の程度の低さにあり、国（マクロ）レベルでは、証券市場における local GAAP 適用がとりわけ製造業企業や中小企業にとって十分に有効であるとの共通認識が存在していることにあるといえよう。

IV おわりに

ドイツ（フランクフルト証券取引所）においては、市場区分別に IFRS 適用が行われており、Prime Standard および General Standard 上場企業に対しては原則 IFRS 強制適用、Entry Standard（のちの Scale）上場企業に対しては IFRS 任意適用とされてきた。その結果、2005 年以後もなお全上場企業の約 2 割の企業が local GAAP であるドイツ基準を採用しているという状況にある。しかしながら 2017 年の Entry Standard 市場から Scale 市場への市場再編に伴い、local GAAP を適用する企業が減少している。一方のスイス（スイス証券取引所）においては、2005 年 EU 加盟国ではないのに

もかかわらず、ドイツと同様に市場を Main Standard 市場と Domestic Standard 市場に区分し、Main Standard 上場企業に対しては国際基準（IFRS または US GAAP）強制適用、Domestic Standard 市場上場企業に対しては国際基準任意適用とした。しかしながら、その後、多くの企業が IFRS 任意適用である Domestic Standard 市場へと市場変更をしたうえで IFRS から local GAAP であるスイス基準へと基準変更する企業が増加したこと、さらにはスイスの代表的大企業である Swatch Group が 2013 年に IFRS からスイス基準へと基準変更したことを契機として規制が変更され、現在は IFRS 適用は任意とされることとなっている。その結果、現在では約 4 割の企業が local GAAP であるスイス基準を採用しているという状況にある。

1960 年代以降国際会計研究において展開されてきた会計の類型化論は、IFRS が任意適用される市場セグメントを残しているという共通点を持つドイツとスイスにおいては今なお有効である。しかしながら、スイスにおいて IFRS が強制適用される市場セグメントがなくなったというドイツとの相違点については、2 国間で変化の方向性が異なる要因をさらに分析する必要があるが、それには例えば、EU 加盟の有無、証券市場・製造業企業・中小企業の重要性における相違などが考えられよう。この問題については今後の課題として残されている。

注

- (1) その背景には、国際資本市場におけるドイツ商法典準拠財務諸表の信頼性が低下したという問題がある。詳しくは、潮崎 [2000] を参照されたい。
- (2) 1997 年にベンチャー市場として創設されたドイツの Neuer Markt は、上場企業の会計不祥事

が続いたために 2003 年 6 月に解体された。その後新興企業や中小企業の資金調達需要のために Entry Standard が創設されたが、再び閉鎖されたという繰り返される歴史がある（詳しくは潮崎 [2016]）。その後 2017 年 3 月に中小企業のための市場として Scale 市場が創設されている。

- (3) その証左として、IFRS の基準書は約 3,000 頁である一方、スイスの基準書は 200 頁にしかすぎないという点が挙げられる (IFMA [2014])。
- (4) 1984 年にスイス会計基準審議会 (Fachempfehlungen zur Rechnungslegung: FER) が設立され、スイス会計基準 (Swiss GAAP FER) を公表してきた。
- (5) そして、株主や監査人もまたスイスの代表的企業が 1992 年度には IAS に準拠した財務諸表を作成・公開することを期待していた (Achleitner [1995b]: 訳書 338 頁)。
- (6) スイスにおける特徴の一つとして、証券取引所において IFRS と US GAAP とが国際基準として同等に認められてきた点が挙げられる。
- (7) ドイツと同様スイスにも Neuer Markt (新興市場) が存在したが、2002 年中頃に市場閉鎖された。
- (8) 2007 年スイス基準は、国際基準という位置づけからスイス国内の中小企業向け会計報告基準へと特化するべく方向転換した (中嶋 [2013], 37 頁)。また、2008 年には証券取引所が再編され、SWX から SIX に名称変更された。
- (9) 上場企業数が減少したのにもかかわらず、2013 年から 2017 年にかけて DAX が 60% も上昇していることは注目に値する (ARD [2018])。
- (10) そのほかに Quotation Board も存在するが、当該市場は店頭市場であるため、本稿では、考察の対象外としている。
- (11) なお、フランクフルト証券取引所の Prime Standard, General Standard, Scale の各市場に上場する内国上場会社数はそれぞれ、292 社、123 社、48 社であり (Deutsche Börse AG [2018], 2018 年 11 月 15 日現在)。ドイツ企業の外国証券取引所への上場企業数は NYSE 5 社、NASDAQ 3 社、LSE 4 社である (NASDAQ [2017], LSE [2017]; 2017 年 5 月現在)。
- (12) なお、2018 年 12 月 3 日現在、スイス証券取引所の上場企業の適用会計基準は、内国上場会社 222 社のうち国際基準 (IFRS または US GAAP 適用企業 111 社)、スイス基準 84 社、その他投資会社 12 社、不動産会社 15 社である (SIX [2018])。外国証券取引所へのスイス上場企業数は、NYSE 15 社、NASDAQ 18 社、LSE 1 社である (NASDAQ [2017], LSE [2017]: 2017 年 5 月現在)。

参考文献

- Achleitner, A.-K. [1995] “The History of Financial Reporting in Switzerland,” Walton, P. (ed.) *European Financial Reporting: A History*, London: San Diego: New York: Boston: Sydney: Tokyo: Toronto: Academic Press Ltd, pp.240-258. (久野光朗監訳 [1997] 「スイスにおける財務報告の歴史」『欧州比較国際会計史論』同文館, 319-341 頁。)
- Achleitner, A.-K. [1995] “Latest Developments in Swiss Regulation of Financial Reporting,” *European Accounting Review*, Vol. 4, pp. 141-154.
- Alexander, D. and S. Archer [1993] *The European Accounting Guide*, London: Tokyo, Academic Press.
- ARD (Arbeitsgemeinschaft der öffentlich-rechtlichen Rundfunkanstalten der Bundesrepublik Deutschland) [2017] Firmen ziehen sich von der Börse zurück, 09.05.2017, <https://Börse.ard.de/Börsenwissen/Börsengeschichte-n/firmen-ziehe-n-sich-von-der-Börse-zurueck100.html>
- Bertschinger, P. [2001] “Switzerland: Group Accounts,” Ordelheide, D. and KPMG (ed.) *Transnational Accounting, 2nd. Edition*, Palgrave Publishers, pp. 2523-2569. (藤田晶子・奥山茂・吉見宏・倉田幸路・武田和夫・久保淳司共訳 [2004] 『連結財務諸表ハンドブックⅢ』税務経理協会, 241-343 頁。)
- Christensen, H. B., L. Hail and C. Leuz [2013] “Mandatory IFRS Reporting and Changes in Enforcement,” *Journal of Accounting and Economics*, No. 56, pp. 147-177.
- DAI (Deutsche Aktieninstitut) [2017] *Mehr Aktien brauct das Land*, DAI.
- Deloitte [2013] *IFRS Survey 2013: Focus on Financial Reporting by Swiss Listed Companies*, Deloitte.
- Deutsche Börse AG [2018] *Report: Listed Companies Frankfurt Stock Exchange - Prime Standard, General Standard & Scale*, Deutsche Börse AG.
- Dore, R. [2000] *Stock Market Capitalism: Welfare Capitalism: Japan and Germany versus the Anglo-Saxons*, Oxford University Press. (藤井眞人 [2001] 『日本型資本主義と市場主義の衝突一日・独対アングロサクソン』東洋経済新報社。)
- Dumontier, P., and Raffournier, B. [1998] “Why Firms comply Voluntarily with IAS: An Empirical analysis with Swiss Data,” *Journal of International Financial Management and Accounting*, Vol. 9, pp. 216-245.
- EY (Ernst & Young) [2017] Frankfurter Wert

- papierbörse – Börsensegmente und Anforderungen -, EY. [https://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/ey-frankfurter-wertpapierBörse-Börsensegmente-und-anforderungen/\\$FILE/ey-frankfurter-wertpapierBörse-Börsensegmente-und-anforderungen.pdf](https://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/ey-frankfurter-wertpapierBörse-Börsensegmente-und-anforderungen/$FILE/ey-frankfurter-wertpapierBörse-Börsensegmente-und-anforderungen.pdf)
- FER (Fachempfehlungen zur Rechnungslegung) (2018) <https://www.fer.ch/> (Stand: 20. Juli, 2018).
- Fiechter, P., J. Halberkann and C. Meyer [2017] “Determinants and Consequences of a Voluntary Turn Away from IFRS to Local GAAP: Evidence from Switzerland,” *European Accounting Review*, pp. 1-35.
- Glanz, S. [2016] “Der Wechsel börsenkotierter Unternehmen von IFRS auf Swiss GAAP FER,” <http://glanz-partner.com/de/pdf/2016/Glanz%20Stephan%20Jahrbuch%202016.pdf>
- Glaum, M. [2000] “Bridging the GAAP: the Changing Attitude of German Managers towards Anglo-American Accounting and Accounting Harmonization,” *Journal of International Financial Management and Accounting*, Vol. 11, No.1, pp. 23-47.
- Glaum, M. / U. Mandler [1996] *Rechnungslegungs auf globalen Kapitalmärkten: HGB, IAS, und US-GAAP*, Wiesbaden: Gabler.
- Hitz, J. M. and S. Müller-Bloch [2017] “Unintended Consequences of Enforcement Regulation - Evidence from Downlistings,” (Working Paper), Göttingen: University of Göttingen.
- IFMA (International Facility Management Association) [2014] http://www.ifma-net.ch/public_html/docs/2014/Presentations%20IFMA%20Feb%202014.pdf (Stand: März 2017).
- Leibfried, P. [2017] Rechnungslegung in der Schweiz in den letzten 25 Jahren, Hoheitlich und private Regierung, *Expert Focus*, 2017/10, S. 682-685.
- Leuz, C. [2010] “Different Approaches to Corporate Reporting Regulation: How Jurisdictions Differ and Why,” *Accounting and Business Research*, Vol. 40, No. 3, pp. 229-256.
- LSE (London Stock Exchange) [2007] <http://www.londonstockexchange.com/statistics/companies-and-issuers/companies-and-issuers.htm> (Stand: 20. Juli, 2018).
- Murphy, A. B. [1999] “Firm Characteristics of Swiss Companies that Utilize International Accounting Standards,” *International Journal of Accounting*, Vol. 34, No. 1, pp. 121-131.
- NASDAQ [2007] <http://www.nasdaq.com/screening/companies-by-industry.aspx?exchange=NYSE>
- Nobes, C. [2008] “Accounting Classification in the IFRS Era,” *Australian Accounting Review*, Vol. 18, No. 3, pp. 191-198.
- Nobes, C. [2011] “IFRS Practices and the Persistence of Accounting System Classification,” *ABACUS*, 47 (3), 267-283.
- Nobes, C. [2013] “The Continued Survival of International Differences under IFRS,” *Accounting and Business Research*, Vol. 43, No. 2, pp. 83-111.
- Pfaff, D. und R. Hermann [2012] „Beweggründe für den Wechsel von IFRS auf Swiss GAAP FER, Warum kotierte Schweizer Unternehmen ihre Rechnungslegung zunehmend umstellen,“ *Der Schweizer Treuhänder*, 86, Heft 4, S. 202-207.
- Raffournier, B. [2017] “The Role and Current Status of IFRS in the Completion of National Accounting Rules - Evidence from Switzerland,” *Accounting in Europe*, Vol. 14, No. 1-2, pp. 217-225.
- Radebauch, L. H., S. Gray and E. L. Black [2006] *International Accounting and Multinational Enterprises*. John Wiley & Sons, Inc. (小津稚加子監訳 [2007] 『多国籍企業の会計—グローバル財務報告と基準統合—』中央経済社)
- Simmon Hermann [2009] *Hidden Champions of the 21st Century*, Springer. (上田隆穂監訳 [2015] 『新装版 グローバルビジネスの隠れたチャンピオン企業—あの中堅企業はなぜ成功しているのか』中央経済社。)
- SIX [2018] https://www.six-group.com/exchanges/index_de.html (Stand: 20. Juli, 2018).
- Swatch Group [2012] https://www.swatchgroup.com/sites/default/files/media-files/2012_10_03_swatchgroup_from_ifrs_to_swiss_gaap_de.pdf (Stand: 20. Juli, 2018).
- WFE (The World Federation of Exchange) [2018] <https://www.world-exchanges.org/> (Stand: 20. Juli, 2018).
- Zuehör, R. [2003] *Die Zukunft des rheinischen Kapitalismus: Unternehmen zwischen Kapitalmarkt und Mitbestimmung*, VS Verlag für Sozialwissenschaften. (風間信隆監訳 [2008] 『ライン型資本主義の将来—資本市場・共同決定・企業統治』文眞堂。)
- Zund, A. [1992] “Switzerland,” Alexander, D. and S. Archer (eds.) *European Accounting Guide*, Academic Press.
- 潮崎智美 [2000] 「ドイツ企業による会計基準採用・準拠政策の実態」『経済論究』第 107 号, 55-68 頁。
- 潮崎智美 [2009] 「ドイツ会計制度改革の本質的特徴—IFRS 導入との関連において—」『国際会計研究学会年報 2008 年度』35-47 頁。
- 潮崎智美 [2016] 「欧州資本市場における local GAAP の適用—ドイツの事例を中心として—」『国

際会計研究学会年報 2015 年度』第 1 号, 71-82 頁。
潮崎智美 [2017] 「IASB デュー・プロセスにおける
会計基準設定主体の行動—中小企業向け IFRS に
対するドイツの対応—」小津稚加子編著『IFRS
適用のエフェクト研究』中央経済社, 105-121 頁。
徳賀芳弘 [2000] 『国際会計論—相違と調和—』中
央経済社。
徳賀芳弘 [2018] 「外生的会計基準の無機能化」『京
都大学大学院経済学研究科ディスカッションペー
パーシリーズ』No. J-18-002, 1-35 頁。
戸田龍介 [2004] 「ドイツにおける資本市場改革の
行方—使用会計基準との関連を中心に—」『国際会
計研究学会年報』85-97 頁。
中嶋隆一 [2003] 「スイス企業の IAS への対応」佐
藤信彦編著『国際会計基準制度化論』白桃書房,
25-36 頁。
中嶋隆一 [2005] 「スイスにおける 2005 年問題—
SWX 上場基準の国際的対応とその影響に関連し
て—」『明海大学経済学論集』第 17 巻第 1 号, 25-36
頁。
中嶋隆一 [2013] 「会計基準の変更問題—IFRS から

Swiss GAAP FER への変更—」『明海大学経済学
論集』第 26 巻第 1 号, 36-47 頁。
中嶋隆一 [2015] 「逆行する会計基準の適用」『産業
経理』第 75 巻第 3 号, 4-14 頁。
日本証券経済研究所 [2012] 『図説 ヨーロッパの
証券市場 2012 年版』公益財団法人日本証券経済
研究所。

(謝辞) 報告・執筆にあたって有益なコメント
を下された先生方の方々に心より御礼
申し上げたい。本研究は JSPS 科学研究
費 17K04056 の助成を受けたものであ
り、本稿は 2018 年 7 月 21 日に九州産
業大学で開催された国際会計研究学会
西日本部会統一論題報告をもとに執筆
したものである。